

社会福祉法人 中央福祉会 役員（等）報酬規程

（目的）

第1条 この規定は、社会福祉法人中央福祉会（以下「当法人」）定款第8条及び第21条及び評議員選任解任委員会運営細則第6条の規定に基づき、役員（理事及び監事）及び評議員及び評議員選任解任委員（以下「役員等」とする）の報酬について定めるものとする。

（報酬等の支給）

第2条 役員及び役員等には、勤務形態に応じて、次のとおり報酬等を支給する。

- （1）常勤役員（法人業務及び施設運営に係わる者）については月額報酬総額 300,000 円までの範囲で支給することができる
- （2）非常勤役員及び非常勤役員等については、業務に応じた報酬を以下のとおり支給することができる

（理事・監事）	理事会への出席	日額	11,137 円
（評議員）	評議員会への出席	日額	11,137 円
（選任解任委員）	評議員選任解任委員会	日額	11,137 円

（常勤役員の報酬等の算定方法）

第3条 常勤役員に対する報酬等の額は、次の各号による報酬等の区分に応じて定めるものとする。

- （1）報酬については、別表1に定める額
- （2）通勤手当については、職員給与規定第19条の規定に準ずる額

（非常勤役員及び非常勤役員等の報酬等の算定方法）

第4条 非常勤役員及び非常勤役員等に対する報酬については、別表2に定める額とする。

（報酬等の支給方法）

第5条 常勤役員に対する報酬等の支給時期は、次に定める時期とする。

- （1）毎月25日とする。但し、その日が休日に当たるときは、職員給与規定第8条3項に準じた日とする。
- 2 非常勤役員及び非常勤役員等に対する報酬は、当該会議に出席した際支給することができる。
- 3 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額及び本人から申し出があったときには、立替金、積立金等を控除して支給する。

(報酬等の日割り計算)

- 第6条 新たに常勤役員に就任した者には、その日から報酬を支給する。
- 2 常勤役員が退任し、または解任された場合は、前日までの報酬を支給する。
 - 3 月の途中における就任、退任、または解任の場合の報酬額については、その月の総日数から日曜日及び土曜日を差し引いた日数を基礎として日割りによって計算する。
 - 4 本条第2項の規定にかかわらず、常勤役員が死亡によって退任した場合、その月までの報酬を支給する。

(端数の処理)

- 第7条 この規定により、計算金額に1円未満の端数が生じたときには、次のとおり端数処理を行う。
- (1) 50銭未満の端数については、これを切り捨てる。
 - (2) 50銭以上1円未満の端数については、これを1円に切り上げる。

(公表)

- 第8条 当法人は、この規定をもって、社会福祉法第59条の2第1項2号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

- 第9条 この規定の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

(補則)

- 第10条 この規定の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て、別に定めることとする。

- 附則 この規定は平成29年7月1日より施行する。